総務常任委員会会議録

- 1 開 議 平成27年3月16日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 議会棟第1会議室
- 3 付議事件及び順序
 - 日程第1 議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定について
 - 日程第2 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理等に関する条例の制定について
 - 日程第3 議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第4 議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第5 議案第26号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散について
 - 日程第7 議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分について
 - 日程第8 議案第37号 那須地区消防組合の設立について

総務常任委員会 出席者名簿

委員長 髙 野 礼 子 出席 副委員長 小 池 利 雄 出席 委 員 星 雅 出席 人 黒 澤 昭 治 出席 小 野 寺 尚 武 出席 藤 紀 夫 出席 田 前 田 雄一郎 出席

当 総合政策部長 黒 博 出席 局 﨑 孝 政策推進課長 池 久 男 出席 澤 総務課長佐 藤 英 夫 出席 危機管理課長 唐 橋 文 久 出席

事務局 吉 成 信 一 出席

◎開 会

午前11時00分 開会

○委員長(高野礼子君) ただいま出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、黒﨑総合政策部長、池澤政策推進課長、佐藤総務課長、唐橋危機管理課長であります。

- ◎議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定について
- ○委員長(高野礼子君) それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定についてを議題といたします。 この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

○総合政策部長(黒﨑博孝君) ご説明申し上げます。

議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定につきましては、独身者の結婚促進と定住促進を目的に行う結婚支援事業の財源に充てるため設置するものです。

詳細につきましては、政策推進課長からご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○委員長(高野礼子君) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(池澤久男君) 議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定についてご説明いたします。議案書補助資料の1ページをお開きください。

この条例は、独身者の結婚促進と定住促進を目的に行う結婚支援事業の財源とするため、大田原市結婚 支援事業基金条例を制定するものでございます。この基金には、大田原市ふるさと納税寄附金等、本条例 の目的に適合すると思われる収入を積み立てることといたします。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、条例をごらんください。この条例は7条立てとなっております。

第1条は、基金の設置、趣旨について定めており、ただいま申し上げた趣旨のとおりでございます。(独身者の結婚促進と定住促進を目的に行う結婚支援事業の財源に充てるため、大田原市結婚支援事業基金を設置するものであります)

第2条は、基金の積み立てについて規定しております。なお、以下は、他の本市の一般的な基金条例と同じ構成となっております。(基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする)

第3条は、基金に属する現金の管理の原則等について規定しております。(第1項、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる)

第4条は、基金の運用から生ずる運用益金の処理について規定しております。 (基金の運用から生ずる 収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする)

第5条は、繰りかえ運用について規定しております。 (市長は、財政上必要があると認めるときは、確 実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え運用することができ る)

第6条は、基金の処分基準について規定しております。(基金は、第1条に規定する事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる)

第7条は、市長への委任について規定しております。 (この条例に定めるもののほか、基金の管理に関 し必要な事項は、市長が別に定める)

附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定についての説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(高野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市結婚支援事業基金条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

- ◎議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- ○委員長(高野礼子君) 次に、日程第2、議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

○総合政策部長(黒崎博孝君) 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきましては、地方の教育委員会の組織、運営 の基本を定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行 されることなどに伴い、関係する7つの条例をまとめて改正するものです。 詳細につきましては、総務課長からご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○委員長(髙野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、地方の教育委員会の組織、運営の基本を定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることなどに伴い、関係する7つの条例をまとめて改正するものです。

それでは、7つの条例の改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書補助資料の11ページをごらんください。

まず、大田原市表彰条例の一部改正ですが、これまで教育長は教育委員として表彰対象としていましたが、新教育長は教育委員ではなくなるため、第2条第3号に「教育長」を追加するものです。

次に、12ページをごらんください。大田原市議会委員会条例の一部改正ですが、第2条は今般の法律改正とは関係ありませんが、これまでどの常任委員会が所管するかが明文化されていなかった固定資産評価審査委員会に関する事項を総務常任委員会所管とするものです。また、条例第21条は、委員会出席対象者のうち「教育委員会委員長」を「教育長」に改めるものです。

次に、13ページをごらんください。大田原市特別職報酬等審議会条例の一部改正ですが、現行制度の教育長は基本的に一般職ですが、新教育長が市長が直接任免する特別職となるため、第1条の審議対象に「教育長」を追加するものです。

次に、14ページをごらんください。市長等の給与に関する条例の一部改正ですが、これまで教育長の給与については、一般職に準ずるものとして別条例で規定しておりましたが、先ほどご説明したように、特別職に移行するため、その規定を市長等の給与条例に統合するものです。なお、給料月額の改正はありません。

次に、15ページをごらんください。大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正ですが、 教育長の給与に関する規定を先ほどご説明した市長等の給与条例に統合したため、題名を「大田原市教育 長の勤務時間等に関する条例」に改めるとともに、勤務時間その他の勤務条件に関する規定のみとするも のです。

次に、16ページをごらんください。大田原市教育委員会定数条例の一部改正ですが、新制度における教育長は、教育委員から分離され、委員の身分ではなくなるため、これまでどおり教育長以下の教育委員の 定数を5人とするものとし、条例定数を6人から5人に改めるものです。

次に、17ページをごらんください。大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正ですが、 第1条で引用する法律の条ずれによる改正となります。

以上が関係する7つの条例の改正内容ですが、初めにご説明いたしましたように、新教育長の任命は現 教育長の退任後となりますので、一部の規定を除き、この条例の施行日は、現教育長の教育委員としての 退任了の翌日からとなります。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○委員長(髙野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理等に関する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高野礼子君) 次に、日程第3、議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

○総合政策部長(黒﨑博孝君) 議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益の保護に資することを目的として、本年4月1日から施行されることに伴い、市の機関の行政手続の規定も同様に改正するものです。

詳細につきましては、総務課長からご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○委員長(髙野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) 議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例改正の趣旨ですが、国の機関の行政手続について規定した行政手続法の一部を改正する法律が、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益の保護に資することを目的として、本年4月1日から施行されることに伴い、法改正の趣旨を踏まえ、市の機関の行政手続の規定も同様に改正するものです。

主な改正事項は、先日の本会議で総合政策部長がご説明したように、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの3項目となります。

それでは、改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書補助資料の53ページをごらんください。まず、目次に、第4章の2「処分等の求め」を追加します。

次に、53ページ下段から56ページにありますように、条例中の「名あて人」の表記を漢字表記に改めます。

次に、57ページ中段にありますように、第33条、行政指導の方式に第2項を追加し、市の機関が行政指導をする際に、処分権限を行使し得る旨を示すときは、第1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、第2号、その条項に規定する要件、第3号、その要件に適合する理由を明示するものとします。

なお、第1号から第3号までの根拠明示は、基本的には口頭で行いますが、同条第3項にありますように、相手方から求められた場合は、書面を交付するものとします。

次に、57ページ下段にありますように、第34条の次に第34条の2を追加し、行政指導を受けている者が、 その指導が法令の要件に適合しないと思料するときは、市の機関に対し、その中止を求めることができる ものとします。

そして、58ページ上段にありますように、その中止の申し出は、第1号から第6号までの事項を記載した申出書により行うものとし、申し出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、必要な措置をとるものとします。

次に、58ページ下段にありますように、第35条の次に第35条の2を追加し、法令に違反する事実がある場合で、その是正のための処分または行政指導がなされていないと思料するときは、市の機関に対し、処分または行政指導を求めることができるとします。

そして、58ページから59ページにありますように、その求めは、第1号から第6号までの事項を記載した申出書により行うものとし、申し出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めた場合は、処分または行政指導を行うものとします。

附則としまして、改正条例の施行日を平成27年4月1日とするとともに、関係する市税条例の第22条中の条ずれを改めます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○委員長(髙野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高野礼子君) 次に、日程第4、議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

〇総合政策部長(黒﨑博孝君) 議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会の項の次に1項を加える改正です。

詳細につきましては、総務課長からご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○委員長(髙野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) 議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について ご説明いたします。

この条例改正は、新たな附属機関の設置等に伴い、別表を改正するものです。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、議案書補助資料の65ページをごらんください。まず、市長部局の附属機関に大田原市未来創造戦略推進会議を設置し、その担任事務を人口ビジョン及び未来創造戦略に関する調査、審議に関する事務とします。

次に、65ページの下段にありますように、従前の大田原市都市再生整備計画事業評価委員会を廃止し、 新たに大田原市社会資本総合整備計画事業評価委員会を設置し、その担任事務を社会資本総合整備計画に より実施された事業の評価等に関する事務とします。

次に、66ページをごらんください。66ページ上段にありますように、市長部局の附属機関に大田原市いじめ問題調査委員会を設置し、その担任事務を市立学校におけるいじめ問題の再調査に関する事務とします。

次に、66ページの中段にありますように、教育委員会の附属機関として、大田原市いじめ問題対策連絡協議会、大田原市いじめ問題対策推進委員会、大田原市小中一貫教育検討委員会の3つの機関を設置し、その担任事務をそれぞれ、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携等に関する事務、市立学校におけるいじめ防止等に関する事務、市立小中学校における小中一貫教育の検討に関する事務とします。

なお、今回新たに設置されるいじめ防止に関する3つの附属機関については、議案書補助資料67ページにあります、いじめ防止対策推進法の各規定を根拠としており、教育委員会に設置されるいじめ問題対策連絡協議会は第14条第1項を、同じく教育委員会に設置されるいじめ問題対策推進委員会は第14条第3項を、そして市長部局に設置されるいじめ問題調査委員会は第30条第2項をそれぞれ法律上の根拠としております。

附則としまして、施行日を平成27年4月1日とし、未来創造戦略推進会議のみ公布の日から施行とします。

未来創造戦略推進会議委員でございますが、25人以内で市長が委嘱するとしてございます。構成員としては、市議会議員、まちづくり及び地域振興に関し識見を有する者、公募者としておりまして、任期を2年としております。

社会資本総合整備計画等事業評価委員会委員でございますが、10人以内で市長が委嘱するとしてござい

ます。構成員としては、社会資本の整備の分野に識見を有する者、当該事業の利害関係者などとしておりまして、任期は当該案件が終了するまでとなっております。

いじめ問題調査委員会委員でございますが、5人以内で市長が委嘱するとしてございます。構成員としては、弁護士、医師、大学教授、臨床心理士、社会福祉士などとしておりまして、任期は当該案件に対し市長から諮問を受けた時から始まり、答申を出した時点で終了するとなっております。

続きまして、いじめ問題対策連絡協議会委員でございますが、20人以内で教育委員会が委嘱または任命するとしております。具体的な構成員としましては、法務局、健康福祉センター、児童相談所、警察署、 医療機関、民生委員児童委員、幼稚園、保育園、小中学校の関係者のほか市の関係職員も構成員となります。任期を2年としております。

続きまして、いじめ問題対策推進委員会委員でございますが、8人以内で教育委員会が委嘱するとして ございます。構成員としては、弁護士、医師、大学教授、臨床心理士、社会福祉士、その他の有識者とし ておりまして、任期を2年としております。

続きまして、最後に小中一貫教育検討委員会委員でございますが、20人以内で教育委員会が委嘱または 任命するとしておりまして、構成員としては、医師、大学教授、臨床心理士、幼稚園、保育園、小中学校 の関係者のほか市の関係職員も構成員としております。任期は2年でございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○委員長(髙野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 星委員。
- ○委員(星 雅人君) 今回いじめの防止対策推進法でできた委員会の分についてお伺いしたいのですけれ ども、このいじめ問題調査委員会というのは、何かが起きて、いじめの事案が発生したときの調査という ことだと思うのですけれども、連絡協議会と対策推進委員会というのはどのような形で運用されていく委 員会なのかというところがちょっとわからないので、お伺いしたいのです。
- ○委員長(高野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) 星委員がおっしゃったように、いじめ問題調査委員会のほうは、具体的な、深刻ないじめの事案が発生したときに、再調査を必要とする場合にその都度設置されて再調査をするというのが目的ですけれども、教育委員会に設置されますいじめ問題対策協議会と、それからいじめ対策推進委員会につきましては、常設的な機関ということで、まず対策連絡協議会につきましては、先ほど申し上げましたように、いじめ問題に関係する国、県、市の関係機関及び民生委員児童委員あるいは幼稚園、保育園の教育に関係する関係者を構成員としまして、全体的ないじめ問題に関係する機関の連携を図るというのが主な目的となります。

それから、いじめ問題対策推進委員会につきましては、これは市立の小中学校におけるいじめ問題の対策に限定した委員会ということで、先ほど申し上げたように、弁護士、医師、大学教授、臨床心理士、社会福祉士等で、小中学校のいじめに関係する教育問題について識見を有する方について、市立学校におけるいじめについての対策の協議をするという委員会となります。

以上です。

○委員長(髙野礼子君) 星委員。

- ○委員(星 雅人君) ご説明ありがとうございます。もうちょっとお伺いしたいのですけれども、今の連絡協議会のほうは、教育関係者の方が、情報共有だったり連絡を取り合うというところでわかりました。 あと、これが20人以内ということなのですけれども、各学校1名ということも入れないようなぐらいの人数だとは思うのですけれども、そこからまた各学校に落としていくみたいなことになるのかなというふうな想像をしたのですけれども、こちらの下のほうのいじめ問題対策推進委員会のほうは、実際現場にいらっしゃる方ではないということで、こちらはちょっといまいちイメージがつかめないのですけれども、 実際にいじめをどうやった形で対策をしていったらいいかというような提言とかを出してもらったりするようなものなのかということをお伺いいたします。
- ○委員長(髙野礼子君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(黒﨑博孝君) お答えいたします。

この2つの機関がいずれも任意設置ということで、法律の第14条、いじめ問題対策推進法の14条で、置くことができるとされているものでございます。役割分担としては、連絡協議会が現場の子ども・子育て関連の環境の中で生じている問題点等があれば、それらを報告し合って、市の地域におけるいじめの実態を確認し合うというための組織でございまして、実行力がないわけです。それに対して、そういう問題が出たときに、本市のいじめ問題対策の基本方針というのをまず定めますので、それに照らして、起こっているいじめの一つ一つの事案等について具体的に、それらを今後再発等を抑止するためにはどういう対応が求められるのかという対策を、それぞれの専門的な立場から、臨床心理士が入ったり医師が入ったり、弁護士が入ったりしてその対策案を練って、教育委員会に対して答申といいますか、報告をしていく、そういう役割分担ができているものでございます。

- ○委員長(髙野礼子君) 小野寺委員。
- ○委員(小野寺尚武君) 執行機関のことでお聞きしたいのですけれども、市長部局の執行機関と、また教育委員会の執行機関ですね、今の大田原市立学校施設運営から4つほど、小中一貫というふうな特に執行機関のほうで、先ほど22号でちょっと新しい制度の教育長の立場が今度任期の後変わるわけですね。そうすると、これには別に差しさわりはないということなのか。要するに任期が終わってから、今度は市長の部局になりますから、教育長は。それは今、全くこれには関係がない考えでいいのか。

それと、一つお願いなのですけれども、大田原市未来創造戦略会議、25名で公募もということでありますけれども、できるだけ公募を多くすべきだと思っているのです。いろいろな審議会、委員会を見ても、決まった方が充て職で入っているのが多いものですから、やはりできるだけ公募を多くしていただいて、議会とかそういうのは別です。一般の団体からの代表者とか、決まっている方が幾つも同じことで入っていて、もっと公募で新しい考えの人たちを、若い人らを入れてもらってそのような形で進めていただきたいのですけれども、そこらのところ。

- ○委員長(髙野礼子君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(黒﨑博孝君) お答えいたします。

初めの執行機関の関係につきましては、総務課長からお答えいたしますが、2点目の未来創造戦略推進 会議です。このメンバーにつきましては、国が閣議決定いたしました、まち・ひと・しごと創生の総合戦 略の中で、既に地方自治体に対して技術的助言を行っています。それは何かというと、キーワードで言い ますと、産、官、学、金、労、言、言というのはメディアとかなのですが、こういった、労は労働だったり、産は産業界ですので、商業、工業、農業、林業あるいは実際の観光のプロモーションなんかをやっている、そういう方々。官公庁は、地方自治体から国の、例えばハローワークとか、雇用の問題なんかもそういう機関の方があるし、実際に公募をして、そういったセクター別の公募枠を設けて、期間を設けて要件に合う方が応募してくださいという内容にはなかなかそぐわない面がございます。したがって、25名中大半は、そういったこの戦略の求めるものに対してきちんと意見を出し得る、そういう現場を支えている人といいますか、そういう方をお迎えするということになりますので。あと、金なんていうのは金融機関でございますので、これは公募といいましてもなかなか難しいということがございます。

ただ、では公募しないのかというと、そういうことではなくて、増田寛也先生がおっしゃっていますように、できるだけ地域の若い人の声を耳に入れて、聞いて、それらを十分参酌した戦略を練ってくださいという期待をおっしゃっていましたが、それらに応える趣旨も含めまして、福祉、子育ての関係とか、これはお願いしますが。さらに、若い方で現場で子育て世代を担っている方を公募で、公募といいましても、そういった方の中で公簿に近い推薦みたいなことになると思うのですが、子育てを担っている現場の若い市民の方、まだ特定はしておりませんが、そういう形で想定して取り組もうしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○委員長(髙野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) 教育委員会の附属機関と教育長の身分の関係のご質問かと思いますけれども、 私どもの説明がちょっと不十分だったかもしれませんけれども、新しい制度の教育長も、あくまでも教育 委員会という別な部局の構成員であることは変更ありません。今までは教育委員の中から教育長を任命す るとなっていましたけれども、それを直接首長が任免する特別職という身分にはかわりますけれども、そ の上で教育委員長と教育長という2つの職があったものを、教育長という職に統一しまして、教育長が教 育委員会の代表をする者という形で、直接市長が任免はしますけれども、あくまでも市長部局とは別な教 育委員会の構成員、その代表者ということには変更ありませんので、教育長から新教育長に変わっても、 この教育委員会の附属機関という位置づけは変更ございません。よろしくお願いします。
- ○委員長(髙野礼子君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第26号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高野礼子君) 次に、日程第5、議案第26号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

- ○総合政策部長(黒崎博孝君) 議案第26号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどご審議いただきました附属機関等の設置等によりまして、別表を変更する必要がございますため、関係する条例を改正するものでございます。
 - 詳細につきましては、総務課長からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。
- ○委員長(高野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) では、議案第26号についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨は、今部長が申し上げましたように、附属機関の新たな設置、その改正に伴いまして、別表 を改めるものでございます。

それでは、具体的な改正内容を新旧対照表でご説明しますので、42ページをお開きください。まず、1つ目として、「教育委員会委員長」の項を削除いたします。

次に、「未来創造戦略推進会議委員」を追加しまして、大学教授等について日額1万5,000円、その他の 委員につきましては日額6,400円といたします。

次に、「地域おこし協力隊大田原未来創造特使」を追加しまして、その報酬を月額16万6,000円といたします。

次に、「予防接種事務委託員」を追加しまして、その報酬を月額15万円といたします。

43ページをお願いします。「いじめ問題対策連絡協議会委員」を追加しまして、その報酬を日額6,400円といたします。また、「いじめ問題対策推進委員会委員」及び「いじめ問題調査委員会委員」を追加しまして、それぞれ弁護士、医師及び大学教授等が日額1万5,000円、その他の委員を日額1万円といたします。

次に、「都市再生整備計画事業評価委員会委員」を廃止しまして、新たに「社会資本総合整備計画事業評価委員会委員」を追加しまして、その報酬額を弁護士、大学教授等につきまして日額1万5,000円、その他の委員、日額6,400円といたします。

次に、「小中一貫教育検討委員会委員」を追加しまして、医師及び大学教授等につきまして日額1万5,000円、臨床心理士等につきまして日額1万円、その他の委員、6,400円といたします。

44ページをお願いいたします。最後に、那須与一伝承館の館長の報酬を、その勤務日数の変更に伴いまして、従前の月額11万円を15万円に改めるものでございます。

附則としまして、施行日を平成27年4月1日としますが、「教育委員長」を削除する規定のみ、現教育 長の退任の翌日といたします。

あわせまして、新しい職の具体的な勤務内容を申し上げます。まず、地域おこし協力隊大田原未来創造特使でございますが、これにつきましては、生活拠点を3大都市圏などの都市地域に有する20歳以上の者で、心身ともに健康で地域活性化の活動に意欲を持つ者としています。具体的な従事内容は、農林業の振

興、地域コミュニティーの活性化、情報発信、地域資源の発掘あるいは地域間交流などとしまして、任期 を3年以内とし、勤務時間を週30時間といたします。

それから、予防接種事務嘱託員でございますが、予防接種制度の変遷を熟知した看護師等を2人任命をする予定でございまして、任期を1年とし、従事内容は予防接種のときの予診票の審査、データの作成、分析、相談などとしていまして、勤務時間は1日当たり7時間45分で月16日以内としています。

最後に、与一伝承館長の勤務日数につきましては、現在週3回だったものを新年度から週4日とすることによって、報酬額を11万円を15万円に改正します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○委員長(髙野礼子君) 説明が終わりました。質疑を行います。 小野寺委員。
- ○委員(小野寺尚武君) 一番最後の那須与一伝承館の館長、大変一生懸命やっていただいているということで、この任期というものは別になくお願いしているという形でよろしいのですか。これからもそういうふうに続くのですか。
- ○委員長(髙野礼子君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤英夫君) 伝承館の館長については、特段任期の定めはしておりませんので、今後も任期 の定めはなくて、働いていただける間お願いするという形になります。
- ○委員長(髙野礼子君) 星委員。
- ○委員(星 雅人君) 地域おこし協力隊についてなのですけれども、こちら予算のほうでもちょっと出てきたので確認したいとと思うのですけれども、人数と、あと週30時間ということで、1日6時間というような形で週5日やっていただくというような形なのか。そこら辺ちょっと場合によっては、空き家等にお住まいいただくか、空き家ではない、済みません。居住のほうのお金というのも出てきたものですから、どんな形でお願いをするのかということをもうちょっとお聞かせ願えればと思います。
- ○委員長(髙野礼子君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(黒﨑博孝君) お答えをいたします。

目標として定めて予算を確保いたしましたのは、人員として15人ということでございまして、この15人確保できれば、それにこしたことはないのですが、少しでもたくさんの方に実際に住所を移転していただくわけです。大田原市の市民になっていただくわけです。したがって、相当の決意とか、相当活動の内容に対しての熱意といいますか、そういうことを持っている方をこれから発掘しなくてはならないということであります。それなりにコーディネートしてくれるNPO法人等が首都圏にあるようでございますので、そちらに、アドバイスも含め、実際に求人、そういったこともお願いしてやっていきたいということでございます。

あと、勤務というか実際活動ですね、活動はその活動の分野によって異なりますが、基本的には大田原 市の未来創造戦略推進本部、これは市の庁内組織として、市長の意思決定を補完するために部長級でもっ て組織するのですが、そこの一つの見守る中で、本部の所属職のような位置づけをしまして、活動を定期 的に報告をしていただき、支援のもし足りない部分があれば、サポートしていきませんと地域で孤立して しまいますので、そういうサポート体制をとるという考え方でございます。 目安で30時間を確保していただくのですが、地域の中に溶け込んでいきますと、実際に集落の座談会だとか、そういったところに出て、勤務時間等も十分に、機械的に考えることもなかなか難しいのかなと思いますが、必要な家賃4万円ないし5万円、そういったものにつきましては、予算措置をした上で支援していく。具体的にどういう形で支援するのか、まだ未定の部分がありますが、幸い本市は大田原市の空き家情報バンクシステムというものがございます。それで、既にそれは稼働しておりますので、そのシステムに載せまして、協力隊の特使本人が地域の方との間で賃貸借契約を締結、その中にそういった不動産関係の仲介ですか、が入っていただくということで考えています。

空き家と言いますが、実際まだ中心市街地の空き家対策目的で調査を行っておるのですが、実際に使えるお宅で、農村部には非常に潜在的に空き家状態のまま、かなりあるというふうな報告も出ておりますので、そういったところにお住まいいただき、そして必要の都度役所のほうに来ていただいて活動していただくほか、地域でも活動していただくというようなことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(高野礼子君) 星委員。
- ○委員(星 雅人君) 説明ありがとうございます。もう少しお伺いしていきたいのは、こちら公募というような形で、多くの方が自分たちから選べるような形で、選べるというか手を挙げてくるというような形が考えられるのかなということです。あと、3大都市圏の人を対象にしたいというような形だったのですけれども、それは大学で出ていった人たちは、近くに帰ってくるみたいなことをしてしまうという可能性というものとかは、基本的には排除するような方向でいくのか。もともとお住まいが、そもそも3大都市圏という方ということなのかということをお伺いしたいのです。
- ○委員長(髙野礼子君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(黒﨑博孝君) お答えいたします。

この制度は、実際に本市が取り組む一つの根拠というか、もとになっているのが、総務省の特別交付税制度なのです。1人400万円とかということで交付税措置をされる。したがいまして、一定の要件がございます。その要件に、3大都市圏に居住する方を本市に移住していただくというふうな要件になっていますので、3大都市圏ばかりではないのですが、例えば宇都宮市に住所がある方でも、この条件における活動ということで要件が適合します。したがいまして、基本的には3大都市圏で公募するということで、公募は、そういうことで実際に受託機関にお願いをして公募の委託をするわけですが、公募の委託をするわけですが、宇都宮市に住んでいる方はでは公募しないのかということになると、こういう大田原市の情報発信を受けた形で、関心がある方で宇都宮市に住んでいる方が、大田原市に移住したいという、活動をしたいという意向があれば、例えば車の運転もできないようではだめなのでございまして、自力で車を運転して移動できるということであれば、今想定しているのは軽トラックぐらいの、市で貸与して使っていただくことも考えております。活動用車両ということで。まだ十分煮詰まっていない部分はありますが、そういう方向で今考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙野礼子君) 小野寺委員。
- ○委員(小野寺尚武君) 今のお話なのですけれども、例えば活動する時間きっかりに、決められていますね。それ以外でもやってくれるのでしょうけれども、別に妨げにならないような職業を持っていてもよろ

しいのか。

- ○委員長(髙野礼子君) 総合政策部長。
- ○総合政策部長(黒﨑博孝君) お答えいたします。

そういう職業は何である、例えば作家だとか、芸術家だとか、そういう方は既に那珂川町に自由で来ていただいておりますので、要件の中にはそういうものは含まれておりません。

○委員長(髙野礼子君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第26号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 零時03分 休憩

午後 1時00分 再開

- ○委員長(髙野礼子君) それでは、会議を再開いたします。
 - ◎議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散について
- ○委員長(高野礼子君) 次に、日程第6、議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

○総合政策部長(黒崎博孝君) 議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散につきましては、平成27年10月 1日から那須地区消防組合を設立して、同組合において大田原地区広域消防組合の消防に関する事務及び 液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を統合することとして本年9月30日をもって大田原地区広域 消防組合を解散することについて、那須塩原市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会 の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

- ○委員長(高野礼子君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(唐橋文久君) 議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散についてご説明いたします。

47ページの議案書補助資料になります。

大田原地区広域消防組合につきましては、昭和45年6月に、大田原市を基幹として、当時の那須郡湯津上村、同羽黒町、同西那須野町及び当時は塩谷郡でありました塩原町の1市3町1村が、消防事務を共同処理するため設立した一部事務組合でございます。設立以来45年間にわたり、組合管内住民の生命、身体及び財産を火災等から保護する消防業務や傷病者の搬送を行う救急業務など、地域住民の安全、安心の確保を担ってまいりました。

近年、災害や事故の多様化や大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など消防行政を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、その変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うすることが求められております。

このようなことから、初動態勢の強化による住民サービスの向上、人員配置の効率化による現場活動要員の増強や、救急業務や予防業務の高度化、専門化などの現場体制の充実、財政、組織面での消防体制の基盤強化などの行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて重要でありますことから、平成25年3月に、大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合の2つの組合と、関係市町であります大田原市、那須塩原市及び那須町で那須地域消防広域化協議会を設立し、消防の広域化を検討、協議を行ってまいりました。

そして、既にご報告申し上げておりますとおり、平成26年6月27日に開催されました第6回那須地域消防広域化協議会におきまして、広域化の時期を平成27年10月1日とし、新消防組合の名称を「那須地区消防組合」として設立する協議が調い、大田原市、那須塩原市及び那須町の消防に関する事務(うち消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除きます)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を共同処理することといたしました。

大田原地区広域消防組合において共同処理しておりました事務につきましては、新たに設立の那須地区 消防組合において引き続き共同処理することとなりますことに伴い、大田原地区広域消防組合は平成27年 9月30日をもって解散することとなるものでございます。

資料の46ページに戻っていただきまして、1市3町1村で設立いたしました大田原地区広域消防組合でありますが、市町村合併により、現在は大田原市と那須塩原市の2市が関係する一部事務組合となっておりますことから、この大田原地区広域消防組合の解散に関する協議書のとおり解散することにつきまして、地方自治法第288条の規定により、関係市であります那須塩原市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(髙野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 質疑はないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 大田原地区広域消防組合の解散について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分について

○委員長(髙野礼子君) 次に、日程第7、議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分に ついてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

○総合政策部長(黒﨑博孝君) 議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分につきましては、平成27年9月30日をもって大田原地区広域消防組合を解散することに伴う財産処分について、那須塩原市と協議いたしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

- ○委員長(髙野礼子君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(唐橋文久君) 議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

先ほどの議案第35号においてご説明いたしました、大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分についての議案でございます。

大田原地区広域消防組合の解散の際に、同組合が有しております財産につきましては、事業の継続性を鑑み、資料の49ページにあります、大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書のとおり、大田原地区広域消防組合に存する財産は、全て新設する那須地区消防組合に帰属させることといたしまして、地方自治法第289条の規定により、関係市であります那須塩原市と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第36号の説明は終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(髙野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号 大田原地区広域消防組合の解散に伴う財産処分ついて、原案を可とすることに決しました。

◎議案第37号 那須地区広域消防組合の設立について

○委員長(髙野礼子君) 次に、日程第8、議案第37号 那須地区消防組合の設立についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 総合政策部長。

○総合政策部長(黒崎博孝君) 議案第37号 那須地区消防組合の設立につきましては、平成27年10月1日から、大田原市、那須塩原市及び那須町の消防に関する事務及び液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を共同処理するため、那須地区消防組合を設立することについて、那須塩原市及び那須町と協議いたしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

- ○委員長(髙野礼子君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(唐橋文久君) 議案第37号 那須地区消防組合の設立についてご説明いたします。

議案第35号においてご説明いたしましたとおり、平成27年10月1日から、大田原市、那須塩原市及び那須町の消防に関する事務(うち消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置・維持及び管理に関する事務を除きます)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を共同処理するため、地方自治法第284条に規定する一部事務組合の規約といたしまして、資料の53ページにありますとおり、那須地区消防組合規約を定め、那須地区消防組合を設立することにつきまして、資料の52ページにあります那須地区消防組合の設立に関する協議書のとおり、関係市町であります那須塩原市及び那須町と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ここで那須地区消防組合規約についてご説明いたします。資料の53ページになります。第1章、総則において、第1条で組合の名称を「那須地区消防組合」と定め、第2条で関係市町、第3条で共同処理する事務、第4条で組合の事務所の位置を「大田原市中田原868番地12」とそれぞれ定めております。

第2章は、第5条から第7条におきまして、組合の議会について、議会の組織、議員の選出方法及び任期等を定めております。第5条では、組合の議員の定数を12人とし、関係市町ごとに各4人とし、そのうち関係市町の議員の皆様から選挙する者3人、識見を有する者として関係市町の長が推薦する者1人と定めております。第6条では、組合議員の任期を、関係市町の長が推薦する方は2年、関係市町の議会からの議員におかれましては、当該関係市町議会議員の任期と定めております。第7条は、組合議会の議長及び副議長についての規定でございます。

第3章は、執行機関についての規定でございます。第8条は、執行機関の組織及び選任の方法、次のページに行きまして、第9条は組合長及び副組合長の任期、第10条は組合長、副組合長の職務権限、第11条から第13条は会計管理者、職員、監査委員についてそれぞれ定めております。第11条で、会計管理者は組合長の属する関係市町の会計管理者の職にある者を充てると。第12条で、消防長は組合長が任命し、消防長以外の消防職員は組合長の承認を得て消防長が任命すると。第13条では、監査委員の人数を2人とし、組合長が組合の議会の同意を得て関係市町の監査委員のうちから1人、組合議員のうちから1人を選出するとし、その任期につきまして、関係市町の監査委員から選出された方においては関係市町の監査委員の

任期、組合議員から選出された方においては組合議員の任期とすると。また、監査委員は非常勤とすると 定めております。

第4章は、第14条で組合の経費についての規定でございます。

附則におきまして、施行期日、解散する大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合の財産及び事務 の承継についての規定でございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(高野礼子君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第37号 那須地区消防組合の設立について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 那須地区消防組合の設立について、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(高野礼子君) 以上で当委員会に付託されました案件については、全て終了いたしました。 これにて本日は散会いたします。

午後 1時15分 散会